

夏文亭

6月号

屋久島灯台・石堀が国登録有形文化財！！

令和3年第1回3月定例会報告

会 期	3月5日～23日	月 日	曜	会議別	日 程
審議内容	補正予算＝10件 契約案＝1件 条例案＝13件 当初予算案＝10件 諮問＝1件 その他案件＝16件	3月5日	金	本会議	○開 会
		8・9・10日	月～水	本会議	○一般質問
		11～22日	木～月	委員会	○総務文教常任委員会 ○産業厚生常任委員会
		23日	火	本会議	○最終本会議



補正予算案10件、契約案1件、条例案13件、当初予算案10件、諮問1件、その他の案件16件の計51件。

令和2年度屋久島町一般会計補正予算第14号について

歳入歳出それぞれ1億8,359万3,000円を減額、予算の総額147億7,709万6,000円。

令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算第3号について

水道費の減額等、給水収益などで調整、収入支出それぞれ2,000円を減額、予算の総額を、収入2億6,253万5,000円、支出4億7,690万5,000円。

令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算第5号について

歳入予算において、水道使用料の減額を、一般会計繰入金の増額で調整。

令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について

歳出見込み額の精査に伴う減額を、県支出金などで調整、歳入歳出それぞれ566

8万9,000円を減額、予算の総額17億6,269万4,000円。

令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算第4号について

歳出見込み額の精査に伴う保険給付費等の減額を、国、県支出金、支払基金交付金などで調整、歳入歳出それぞれ5,316万6,000円を減額、予算の総額を14億8,218万3,000円。

令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算第4号について

歳出見込み額の精査に伴う減額及び診療所使用料の減額を、一般会計繰入金などで調整、歳入歳出それぞれ781万5,000円を減額、予算の総額1億6,574万9,000円。

令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号について

農業集落排水収益の減額を、排水費などで調整、収入支出それぞれ12万6,000円を減額、予算の総額、収入1,725万円、支出4,

481万2,000円。

令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算第4号について

歳出見込み額の精査に伴う減額、一般会計補助金などで調整、収益的収入及び支出においては、収入支出それぞれ747万2,000円を減額、予算の総額、収入2億8,282万1,000円、支出2億8,957万1,000円に、資本的収入及び支出においては、収入支出それぞれ1,262万8,000円を減額、予算の総額4億9,821万3,000円。

令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算第2号について

収益的支出において、特別損失の増額を、予備費で調整。令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について 歳出見込み額の精査に伴う減額を、保険料、一般会計繰入金などで調整、歳入歳出それぞれ54万7,000円を減額、予算の総額1億7,948万2,000円。

第1回定例会報告

主な質疑

石田尾茂樹 新型コロナウイ

ルスワクチン接種体制確保事業の中の委託料1, 119万2, 000円、コールセンター業務委託の内容と委託先は。

健康長寿課参事(感染症対策担当)

国の補助金の上限額が示されたことにより、特に高齢者は、ウェブ等でするよりも電話のほうが多いだろうということ、3月から9月までの間の7か月について5席で対応するというところでコールセンターの業務を委託。

委託先は、東京のhachi dori株式会社。

榎 光徳 ①コロナ関連で836万3, 000円補正が出ているが、現時点での進捗状況は。

②土木費の道路橋梁の中の工事請負費で1, 900万円、城之川と荒川トンネルの内訳は。

③口永良部のへき地出張診療所の医師委託料が500万円減額されている内容は。

健康長寿課参事(感染症対策担当)

①医療従事者の優先接種について、既に3月中旬

頃から始めることで案内をしている。

建設課長 ②城之川橋梁補修、荒川トンネルの補修。

健康長寿課長 ③昨年7月から、口永良部島の診療所の医師の募集をかけているが、応募等がなかったことから500万円の減額をした。

大角利成 ①尾之間温泉河川整備事業については、入札の実施をしていないと思うが、どのようなになっているのか。

②市町村振興宝くじ交付金1, 303万7, 000円である。財源はどの事業に充当する予定か。

③観光施設整備の備品購入費。栗生の屋久島青少年旅行村の洗濯機・乾燥機の備品購入152万3, 000円が計上されているが、設置場所はどこなのか。

建設課長 ①現在工事発注は行われていない。用地の交渉中。

政策推進課長 ②充当先は一般財源という形で予算化している。

観光まちづくり課参事(観光推進担当) ③指定管理者と

は協議済。管理棟の空部屋に設置をする。

眞邊真紀 山岳部保全対策費の一般財源から2, 032万5, 000円が組まれている

が、協力の金の収受について現行どおりにしていくという考えしか今のところないのか、それとも富士山の協力の金のように法定外目的税であるとか入島税であるとか予定があるか。今後の方向性について。

副町長 現状のところ具体的に何か方策を変えようとか、そういう議論までは至っていない。環境を保全していく、あるいは将来につなげていくためにどういう手だてが必要かという大きな枠の中で、山岳部の現在行われている協力の金の在り方も変わってくるかもしれないし、また、新しい方法として考え方が出てくるのではないかなというふうに思っている。今、この時点でこういう考え方でこういうふうに変えていくとかという返事にはならないが、少し時間をいただいて取組をしていきたい。

損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

鹿児島地方裁判所 令和2年ワ第334号事件にかかる裁判所からの和解勧告を受諾し、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議決。

船舶売買契約の締結について

一般競争入札の結果、1, 980万円で勝浦船渠株式会社が落札代表取締役 加藤康高と、売買契約を締結。

屋久島町道路線の変更に

て

滝之川線(安房)の終点を変更。

屋久島町道路線の認定について

神之川線(春田)・尾之間中央線を認定。

債権の放棄について

破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたことから、履行される見込みのない屋久島町へき地学校教職員住宅の債権を、放棄。

債権の放棄について

履行される見込みのない電灯及び動力料金の債権を、放棄。

口永良部島辺地総合整備計画の変更について

口永良部島辺地総合整備計画については、令和2年度から令和6年度までの5ヶ年を計画期間とし、各施設について整備計画を定めているが、令和2年度の起債額について調整が必要となったため、変更。

吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定について

吉田区に決定。

屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定について

屋久島町社会福祉協議会に決定。

屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定について

安房地区共同墓地管理組合に決定。

屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定について

屋久島レクリエーションの

第1回定例会報告

森保護管理協議会に決定。

屋久島町まごころ市ぼん・たん館の指定管理者の指定について

種子屋久農業協同組合に決定。

屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定について

志戸子区に決定。

屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について

屋久島東部茶生産組合に決定。

屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

統計調査員等に支払う報酬額が、現行の額を上回る可能性があるため、所要の改正。

屋久島町税条例の一部改正について

認可地縁団体の法人住民税は、地方税法上、収益事業を行わない場合であっても、均等割について課税されることから、減免措置により全額免除とするため、所要の改正。

屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について

鹿児島県の現物給付の対象が改正されたことに伴い、助成対象を引き上げるため、所要の改正。

屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

租税特別法、地方税法の改正により、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」へと名称が改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたため、所要の改正。

屋久島町国民健康保険条例の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正。

屋久島町介護保険条例の一部改正について

第8期介護保険事業計画の開始及び租税特別法、地方税法の改正により、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」へと名称が改正され、計算の前提となる割合が新たに「平均貸付割合」と規定されたため、所要の改正。

屋久島町営住宅管理条例の一部改正について

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、不正行為によつて入居した者に対する請求額の算定に利用する利率が「法定利率」に変更されたこと及び用途廃止処理済みの町営住宅を削除し、耐用年数が経過している木造平屋住宅を単独住宅管理にすることで、入居基準が緩和され、所得制限がなく単身者の入居が可能となることから、所要の改正。

屋久島町立学校設置条例の一部改正について

町立学校の位置について、誤表記が判明したことに伴い、正しい位置表記に変更するため、所要の改正。

屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正について

学校給食センター等の位置について、誤表記が判明したことに伴い、正しい位置表記に変更するため、所要の改正。

屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

行政機構の一部見直しに伴う関係条例の整備及び施設の老朽化により、令和3年度に宮之浦中央公民館を解体することから、所要の改正。

屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日に施行されたことに伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大が可能となったことから、選挙運動用

自動車の使用、選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ボスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるため、条例を制定。

屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例の制定について

旧支所庁舎の除却に伴い、これまでの支所周辺地域に、新たなにぎわいを創出するための事業経費を積み立てることを目的に、制定。

令和3年度屋久島町一般会計予算について

老朽化や耐用年数超過に伴う大規模な施設の更新・除却等がある。引き続き徹底した歳出削減、町税の徴収強化、自主財源の確保を課題として予算編成に取り組んだ結果、2カ年に渡った光ファイバーケーブルの敷設事業をはじめ、香附子団地の機能性向上事業、図書システムの導入事業等は終了、岳南中学校大規模改修事業や旧宮之浦支所関連施設解体事業、学校遊具更新事業等により、一般会計当初予算総額101億2,300万円。前年度当初予算と比



第1回定例会報告

較して、1億7,800万円、1.8%の増額。
令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

上水道事業を運営するための電気料金、水質検査業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上、予算の総額、

収益的収支については、収入2億5,537万3,000円、支出4億3,448万6,000円。資本的収支については、収入2億2,682万1,000円、支出2億6,864万1,000円。資本

的収入額が、資本的支出額に對し不足する分については、減価償却費で補てん。

令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について

簡易水道施設の維持管理費、口永良部島地区の施設整備費などを計上、予算の総額466万4,000円。

令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について

一般管理費、賦課徴収費の他、保険給付費、国民健康保険事業納付金、保健事業費など計上、予算の総額18億2,606万4,000円。

令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

一般管理費、認定審査会の経費の他、保険給付費、地域支援事業費など計上、予算の総額14億6,384万1,000円。

令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について

町立の3診療所の運営に係る経費など計上、予算の総額1億7,356万8,000円。

令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について

農業集落排水事業を運営するための電気料金、浄化槽ポンプ施設維持管理業務委託や固定資産減価償却費などの経費を計上、予算の総額は、収益的収支については、収入1,351万1,000円、支出4,107万3,000円。資本的収支については、収入支出それぞれ、2,522万円。

令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算について

後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費、一般管理費などを計上、予算の総額

1億8,090万7,000円。

主な質疑

榎 光徳 ①屋久島森林組合の運営補助貸付収入が、昨年の500万円から今年は300万円に減額されているが、この要因は。

②民生費の社会福祉費の中で自殺対策推進協議会の委員報酬が組まれている。これの委員数と何回ぐらい会をする予定なのか。

産業振興課長（併任） 農業委員会事務局 局長 ①屋久島森林組合運営資金貸付収入については、これまででも必要性について議論され、年次的に減額することと協議している。

福祉支援課長兼福祉事務所 所長 ②平成元年度に自殺対策計画が策定をされた。計画の策定に際して委員を募り、年に1回。おおむね13人位の委員会。

眞邊貞紀 ①山岳部保全対策費、3,600万円が寄附金として入ってくる見込みとしたその算出根拠について。

②ごみ処理施設管理費で町有施設管理委託、1億3,000万円ほど組んである。日本管財との契約の全額でいいか。去年より多くなっているが、その値上げの原因というのは何か。

観光まちづくり課 参事（観光推進担当） ①金額が入る予定で計上。

生活環境課 課長 ②施設管理委託の1億3,741万3,000円については、クリーンサポートセンターの管理費。増額分については、労務単価が上がったため。

小脇清保 ①法務事務専門職員報酬144万円というのが組まれているが、法務事務職員を雇うほど法務に関する訴訟がめじる押しにあるのか。

②町長の交際費が、ここの二年、10万円ぐらいずつ漸増しているような印象を受けるが、原因と情報を開示する予定はないか。

③無電柱化を推進する市区町村というのがありますが、これは

する人件費、修繕費、燃料費などの経費を計上、予算の総額収益的収支については、収入3億6,845万7,000円、支出4億787万5,000円。資本的収支については、支出のみ、7,478万円。資本的収入額が、資本的支出額に對し不足する分については、国庫補助金などで補てん。

令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について

電気事業を運営するための電力購入費、高低圧線改修工事費や施設管理費などの経費を計上、予算の総額は、収益的収支については、収入支出それぞれ、6億6,576万9,000円。資本的収支については、支出のみ、7,230万円。資本的収入額が、資本的支出額に對し不足する分については、建設改良積立金などで補てん。

令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について

後期高齢者医療広域連合納付金、保健事業費、一般管理費などを計上、予算の総額

第1回定例会報告

どういう関係で3,000円を負担しているのか。

総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長 ①法務事務専門員報酬というのは、専門員に月額12万円の報酬を支払っている部分で、ほかに雇用ということはない。

②町長交際費については、令和2年度も100万円の計上というところで昨年度の当初予算比は同額。情報開示については協議する。

政策推進課長 ③全国的に無電柱化を推進するという取組がなされている中、本町においても無電柱化ができないかという情報共有を図るためにこの組織に入りながら実際に現実的に地域ごとに無電柱化ができるかというのを勉強するために、3,000円だが、負担金として支出している。

大角利成 ①地域活性化対策費。移住者住宅取得事業等補助金500万円と、移住支援金500万円の内容について。

②老人クラブの補助金200万円について、増額する考えはないか。

③営農支援センターの硬質プラスチックハウス利用の事業費、令和3年度、どの程度の事業費を見込んで、業務は誰がするか。

④負担金補助及び交付金である。有害鳥獣被害防止対策事業費補助金60万円が計上。限度額補助金は3万円である。この限度額の見直しについて検討はしなかったのか。

観光まちづくり課参事（観光推進担当） ①移住者住宅取得事業等補助金は、新規移住者の住宅取得や改修、家財道具の撤去等に対する補助で、限度額100万円です。5件分を予算措置。移住支援金は、東京23区から県の設定した企業に就職したり、起業する方への補助で、世帯100万円、単身60万円。

福祉支援課長兼福祉事務所長 ②200万円のうち90万円が単老分の支援。110万円が連合分。本年度はコロナ等で活動のできない状況が続いたことから、そのまま予算を計上した。

産業振興課長（併任）農業委員会事務局長 ③支援センター及び試験園の整備について

では、本年度からずっと継続をして行っている。現在、大苗が新しい台木で苗を作るということになっている。運営については、現在の職員数では不足するため、外部の人を入れて作業に当たってもらいたいと考えている。

④被害対策の上限が現在3万円である。これについては、JA等も3分の1の補助をしていただけということでは計画した。

中馬慎一郎 ①総務費負担金の中で奄美・沖縄・屋久島を結ぶ航路支援事業補助金260万円というのがある。今年を含めた見直しなどは。

②商工費の観光の負担金。昨年は中止になったオーブンウオータースイミングというのが一湊海水浴場で毎年7月行われていて、屋久島町も共催として幾らか出ていると思う。このオーブンウオーターに対して、これはもう共催を降りたということか。

政策推進課長 ①奄美・沖縄・屋久島を結ぶ航路支援事業補助金については、国の試行的な取組という形で3年で

国庫補助が終了ということであつたが、この奄美・屋久島航路の灯をここで消すわけにはいかないと考え、町が独自で去年までの負担金と同額でマルエーフェリーさんが就航していただけということの内諾を得たところであるので、今回補助金という形で計上した。

観光まちづくり課参事（観光推進担当） ②これまでも負担金の支払いはなく、共催というところで協力をしていく。

主な賛成討論・反対討論

屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例の制定について

緒方健太（反対討論） 今の屋久島町の財政状況を考えたときに、あえて新たな基金を積む必要はないと考える。公共施設整備基金のほうに約9億円、財政調整基金の中で約19億円の基金が積みまれている。こういう基金を活用して事業を実施すべきと考えるので反対。

大角利成（賛成討論） 尾之間区並びに南部14区の区長さん方からの町に対する要望等もあり、はっきりと明記させるために、通常の基金と違い目的基金である。町民の意思を確認して町長が提案をしたところである。にぎわいを図るためにも、目的基金をしっかりと積み立てて、住民の意に沿うような事業を展開すべきという思いであるので、賛成。

令和3年度屋久島町一般会計予算について

小脇清保（反対討論） ①（所管・生活環境課）町有地施設管理委託料について、業者は随契約の業者。随契約というのは町に有利だから随契約である。町のほうから予算を計上いう予算編成というのは、おかしいと思う。労務単価の値上がりというのは、私の知識では、工事は4月だろうというふうに思う。3月議会に出てくること自体がまずおかしい。②（所管・生活環境課）ごみ処理施設整備事業設計委託料800万円。これは焼却方式に2つの形がある以上、総合評価をして、どっちがいいか

第1回定例会報告・議会動向

ということをまず検証してから組むべき予算である。

①②のことについて反対。

下野次雄（反対討論） 一日も早くこの施設から脱却して新しい施設を造るべきと考えます。反対。

眞邊真紀（反対討論） 日本管財との随意契約による契約金額がやはり到底納得がいくものではない。詳細な算出根拠が不明確なまま。随意契約による弊害、大きな弊害であろうというふうに思う。反対。

日高好作（賛成討論） 業務の責任者、運転監視員、作業員等に区分して、国交省が設定している労務単価を基にそれぞれの作業日数を掛け、炭化施設については夜勤もあることから、その日数に応じた人件費を積算して合算し、それに運営管理費と消費税を掛けた予算額を算定しているという説明であった。理解した上で、適切な額の算出だというふうに認識をしている。賛成。

緒方健太（賛成討論） 令和3年度の一般会計予算について

では、令和3年度の屋久島町の骨格となる予算、事業に関わる部分だと思う。コロナ関係、そして教育、福祉と幅広い予算を網羅しているの、委員会としては、議会のルールとして修正動議をかけるべきだったというふうに考える。賛成。

追加提案理由

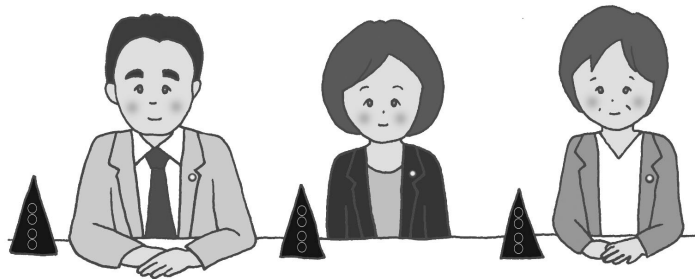
契約案2件。

屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結について

屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブルを敷設するため、公募型プロポーザルを実施した結果、西日本電信電話株式会社、鹿児島支店を契約の相手方とし、10億1,926万円で、随意契約により、工事請負契約を締結。

2 防災1号湯泊港災害復旧工事1 工区請負契約の締結について

防波堤東20メートルの復旧に係るケーソン製作1函の新設工事。去指名競争入札を行った結果、小牧建設株式会社屋久島出張所が、1億8,325万4,984円で落札、工事請負契約を締結。



議会動向（令和3年3月～5月）

- | | | | |
|-------|------------------------------------|-------|--|
| 3月 2日 | 県市町村総合事務組合第1回定例会（鹿児島市）
屋久島高校卒業式 | 21日 | 屋久島空港整備促進協議会総会（西之表市）
種子屋久観光連絡協議会通常総会（西之表市）
種子屋久振興協議会第1回総会（西之表市） |
| 5日 | 第1回定例会開会（～23日） | 26日 | 県政説明会（鹿児島市） |
| 16日 | 各中学校卒業式 | 28日 | 屋久島世界遺産地域連絡会議（本庁） |
| 24日 | 各小学校卒業式
第3回山岳部利用対策協議会（本庁） | 5月10日 | 熊毛郡町議会議長会定期総会（鹿児島市）
県離島振興町村議会議長会研修会（鹿児島市）
県離島振興町村議会議長会臨時総会（鹿児島市） |
| 26日 | 学校管理職・教育委員会職員お別れ会（本庁） | 11日 | 市町村議会議員研修会（鹿児島市） |
| 31日 | 屋久島空港ターミナルビル株主総会（鹿児島市） | 12日 | 新議員研修会（鹿児島市） |
| 4月 2日 | 第1回町村議会議長会理事会（鹿児島市） | | |
| 6日 | 各小・中学校入学式 | | |
| 7日 | 屋久島高校入学式
新任・転入教職員宣誓式（文化村センター） | | |

議決結果一覧

○：賛成 ×：反対 欠：欠席

審議した議案とその結果

議 案 名	議 員 名															議決結果
	中馬慎一郎	眞邊 真紀	相良健一郎	岩山 鶴美	上村富士高	渡邊 千護	石田尾茂樹	榎 光徳	緒方 健太	小脇 清保	日高 好作	下野 次雄	岩川 俊広	寺田 利成	大角 義友	
(令和3年 第1回 定例会 初日分)																
議案第5号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算(第14号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第6号 令和2年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算(第3号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第7号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第8号 令和2年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第9号 令和2年度屋久島町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第10号 令和2年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算(第4号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第11号 令和2年度屋久島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第12号 令和2年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算(第4号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第13号 令和2年度屋久島町電気事業特別会計補正予算(第2号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第14号 令和2年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第15号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第53号 船舶売買契約の締結について	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第16号 屋久島町道路線の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第17号 屋久島町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第18号 屋久島町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第19号 屋久島町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第20号 屋久島町道路線の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第21号 債権の放棄について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第22号 債権の放棄について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第23号 口永良部島辺地総合整備計画の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第24号 吉田コミュニティセンターふれあい館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第25号 屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第26号 屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退場	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第27号 屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第28号 屋久島町まごころ市ぼん・たん館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第29号 屋久島町志戸子ガジュマル公園の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第30号 屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決
議案第31号 屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－ 原案可決

(一) 議長は、議事進行を行うため賛否表明はしません。

議決結果一覧

○：賛成 ×：反対 欠：欠席

審議した議案とその結果

議 案 名	議 員 名																議決結果
	中馬慎一郎	眞邊 真紀	相良健一郎	岩山 鶴美	上村富士高	渡邊 千護	石田尾茂樹	榎 光徳	緒方 健太	小脇 清保	日高 好作	下野 次雄	岩川 俊広	寺田 利成	大角 義友		
(令和3年 第1回 定例会 初日分)																	
議案第32号 屋久島町税条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第33号 屋久島町乳幼児等医療費助成条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第34号 屋久島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第35号 屋久島町国民健康保険条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第36号 屋久島町介護保険条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第37号 屋久島町営住宅管理条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第38号 屋久島町営単独住宅管理条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第39号 屋久島町立学校設置条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第40号 屋久島町学校給食センター等設置条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第41号 屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第42号 屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第54号 屋久島町旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例について	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第43号 令和3年度屋久島町一般会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	原案可決
議案第44号 令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第45号 令和3年度屋久島町簡易水道事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第46号 令和3年度屋久島町国民健康保険事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第47号 令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第48号 令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第49号 令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第50号 令和3年度屋久島町船舶事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第51号 令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第52号 令和3年度屋久島町後期高齢者医療事業特別会計予算について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第55号 屋久島町口永良部島海底光ファイバケーブル等整備工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第56号 2 災1号湯泊港災害復旧工事(1 工区)請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
陳情第5号 グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情書	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	不採択
発委第1号 屋久島町議会会議規則の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
発委第2号 専決事項の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

(一) 議長は、議事進行を行うため賛否表明はしません。

常任委員会報告

〔付託された議案を質疑、討論を経て採決します〕
 常任委員会とは：町の仕事は様々な分野にわたっているため、2つの常任委員会が分担して、本会議の前に事前審査をしています。

総務文教常任委員会

委員長 岩山 鶴美

口永良部島辺地総合整備計画の変更について

Q 具体的に増額の理由と内容は。

A 当初設計は70メートルであった。66メートルになったことによって、通常であれば事業費が下がるという部分があるが、離島単価、工事単価、コンクリートの単価が増したことによって、事業費が増えているという形になっている。

屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

Q 国または県の交付基準による額は幾らになっているのか。

A 令和2年12月21日付で、総務省の統計企画管理室のほうから通達があり、令和3年

度における統計調査委員等の手当の日額単価についての通知が来ている。その中で、統計の種類により7,200円から7,250円という形の中で、幅が持たされたことから、国から示されたその基準に基づき、統計の種類によって支払いをするために、今回このような改正を提案するものである。

屋久島町税条例の一部改正について

Q 屋久島町内に、地縁団体は何団体あるのか。

A 現在10団体である。

Q 10の支援団体で均等割以上に課税している団体は、今いくらかあるのか。

A 10団体のうち2団体が均等割の申告及び課税をしているが、あとの団体については、収益が伴っていない、収益を伴っていない団体については、

申告していただき、減免で対応するということである。

屋久島町組織機構改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

Q 教育振興課を教育総務課というのは、いじめ問題対策連絡協議会の問題が、やはり重くなるということで、別途設置するものなのか。

A いじめ問題対策連絡協議会の設置条例において、所管する課を教育委員会の教育振興課としていたが、教育総務課、社会教育課に教育委員会を2つに分けるということで、今後の対応については、教育委員会教育総務課がそれをしていくという意味の改正である。

Q いじめというのも非常に大事な対策であるが、一方で、子供たち以外の、例えば教職員の心のケアとか保護者、特に山海留学で来られた親のケアとか、その辺はどういう位置づけで対応されているのか。

A 教員の心のケア的なところについては、教職員は教職員の互助会があり、その中

で、町のほうから互助会にストレスチェック等の依頼をして、年に一度、必ずそのストレスチェックに基づいた診断を受けて、必要な方については、県教委が準備をしている相談窓口や共済組合が設置している鹿児島県教員健康24という窓口、あるいは町教育委員会が現在徳洲会病院の院長に、その産業医としての業務委託をしている。指導主事を通して、その産業医につないでいくというような体制づくりをしている。山海留学の保護者については、具体的な対策はまだ進んでいないが、今後意見交換の場の設定やカウンセラーの活用も考えている。

屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

Q 個人の車を使う場合には、その使用についての対価はないということなのか。

A 資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会均等を図る個別契約方式で、自動車の借り上げ代を請求する場合、例えば軽自動車しか持た

ないとか、あるいは免許を持たない方も立候補できる機会とは与えられる。公費負担ができる規定であるが、必ず使用しないといけないということではない。個人の方から借りることも当然できるが、だめだという決まりもある。何がだめかというと、同一生計内にある方の場合だめだということになる。選挙行為という言葉の響きが、少し一般の方にも分かりにくいと思うが、条例の名前に書いてあるとおり、予算で公費負担ができるようにいう意味に置きかえて考えていただいて結構だと思う。立候補される方を対象とした説明会がもちろんあるので、その中で詳細については説明しようと思っ

ている。ちなみに、この条例案が可決された後に、内容については、ホームページ等で広報したいと考えている。

屋久島旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例について

Q 早く施設整備をしたいということで基金を創設したいということであるが、令和13年、10年間というのは非常に

地域では長過ぎるのではない
かという声がある。10年間とい
うことに設定した理由は、

A 期間の設定については、
当初考えていなかったが、議
論をしている中で、やはりス
ピード感を持ってしようとい
意を持った中で、令和4年度
に除却が終わったら、5年度
からできる方向をまず取り込
もうという形で、今回の予算
が可決後、早急に民活を含め
た提案型の募集もかけなが
ら、集落との協議を重ねてい
く組織を作りたいと思ってお
り、必ず10年以内には、この
ことが簡潔するんだと、意思
表明のための10年間という表
現にさせていただいている。

令和3年度屋久島町一般会計
予算（分割）について

〈総務課所管〉

Q 光の契約件数はどうなっ
ているのか。

A 令和元年に完成した屋久
島局、尾之間局、小瀬田局、
安房局、この中で契約件数が
2,130件である。

Q 庁舎の総合窓口を設置す
るといふことで、この費用はど
うに決めるのか、という方法

ですか。

A 一般管理費の中で計上し
ている。会計年度任用職員の
給料で、昨年比較300万円
程度の増となっている。3名
で電話交換と相談窓口を交互
にやっていたと、今進めて
いる。正面玄関から入ってき
て、町民の方が入口から入っ
て来たときに、まず、「おは
ようございます」「こんにち
は」と声をかけられるような
場所に設定をしていきたいと
考えている。

Q ハザードマップが今年度
500万円計上されているが、
以前も作成し対応したが、今回
また、さらに精密なものができ
てくると思うが、地域によつて
は防災訓練をしてきているの
で、地域の意見を取り入れて
反映させてほしい。

A 津波浸水想定というのは、
県がしている。併せて土砂災
害警戒区域も県が調査をして
明確にしているの、それも
併せて表示していく形にな
る。避難場所の表示を入れて
ほしいということについて
は、検討はできると思うの
で、集落と意見交換をしなが

ら検討していきたい。

Q 消防団員報酬、手当、年間
の報酬は幾らか。

A 出動手当は1回につき
4,700円、消防団員報酬
については、団長が15万8,
000円、副団長が10万4,
800円、通常の団員は4万
6,400円である。

Q 屋久島町は1回の手当が
4,700円ということだが、
国の定めに対しては大変安い、
鹿児島県の中で、出動手当が1
回7,000円を越えている市
町村もある。国の大体の基準と
いうのが1回7,000円相当
の手当を見込んで、地方交付税
を交付している。その当たりを
熊毛郡内でしていただきたい。
手当の上乗せをすることで、団
員を増やす努力をしてほしい。

A そういう状況が団員の充
足にならない要因ということ
であれば、郡内で調整をして
いかなければならないのかな
と考える。

〈教育振興課所管〉

Q 志戸子公民館の大規模補
修工事の設計図面はできてい
るか。

A 屋根、外壁、トイレは1

階のフロアに配置する。ガラ
ス窓、雨戸、シャッターなど、
台風対策等も含めた工事を実
施する計画である。

Q 岳南中学校の大規模改修
の1億4,600万円について
は、どのような改修内容か。

A 令和3年度については、
屋根防止、外壁の改修、併せ
て屋内消火栓の設備工事であ
る。

Q 遠距離通学支援とはどう
いうシステムか、何人分なの
か。

A 今まで安房小、安房中、
岳南中、神山小の4キロ、6
キロよりも長い子供たちにつ
いては、定期券を配置し利用
していたが、今年度の通学バ
スの改正により、2キロ以上
が基本的にスクールバスに乗
れる形で運行をする。栗生に
関しては、スクールバスの運
行が困難なため、中間地区の
児童4人は路線バスを活用し
てもらう。

〈町民課所管〉

Q 新築家屋、課税漏れ家屋の
把握をやるということの理解
でよろしいか。

A 準備段階に入るというこ

とになる。全町庁舎を実施す
るには、人的な配置や予算も
伴うので、計画を立ててまい
りたいと考えている。

Q 前回は何年に調査をして
いるのか。

A 旧上屋久町が昭和63年か
ら平成4年までの5年間、旧
役所は昭和63年から、平成2
年の3年間で実施している。
今回、準備検討している中に
おいては、調査の仕方でも工夫
をして、航空写真を活用し、
漏れのない作業を進めていく。

〈政策推進課所管〉

Q 宮之浦支所の解体に伴う
遠隔電子の鍵のシステム総合
センターの貸出し等の関係業
務がどうなるのか。

A 全庁的な管理のシステム
構築を検討している。

Q 公債費の中で、船舶特別会
計補助金で5,300万円ほど
あるが、国庫補助金、県補助金
で見られなかった分を、町が補
助するということの解釈でよ
いか。

A 財源として、補助金で足
りない部分を補填するという
形で計上している。



産業厚生常任委員会 委員長 石田尾茂樹

屋久島町道路線の変更について

Q 定住住宅を販売するときに、この町道の部分も含めて販売している事実はないか。

A そのような事実はない。債権の放棄について

Q 料金を3か月滞納したらどうするのか。

A 現在は、条例の規定で供給停止している。

屋久島町福祉センター及び屋久島町総合福祉センターの指定管理者の指定について

Q 屋久島町の中で色々と指定管理者となっているところがあるが、この福祉センターに関しては、非常に手厚いような気がする。幾らか金額が減っているか。

A 補助金については、両方合わせて、昨年度と同額1,500万となっている。

屋久島町安房地区共同墓地の指定管理者の指定について

Q 指定管理の中に、トイレが入っているか。

A 共同墓地については、都

市計画事業の一環で、都市公園の一角として整備されたものであり、トイレについてはリスク分担保には、出てきていないため、管理外である。

屋久島町屋久杉ランド休憩施設の指定管理者の指定について

Q 施設は、なかなか長続きせず、管理者が変わってきた経緯があるが、現在の収支は。

A 収支に関しては、レクリエーションの森管理協議会になっている。

屋久島町まごころ市ぼん・たんの指定管理者の指定について

Q 施設については、民間から応募があり、採点し、民間が指定管理者に選ばれたが、議会が反対し、JAに戻った経緯がある。今回は、広く募集したか。

A 募集せず、特命で実施した。

屋久島町安房荒茶加工施設の指定管理者の指定について

Q 施設は、長く建っているが、ほかに補助制度とかがあるか。

A 施設は屋久島東部茶生産組合が管理している、組合の経営、収支も良好な団体であ

るため、電気の幹線の雷、台風対策として、そこで遮断して、ほかが停電にならないような改修を先月行った。特に町が何か支援をしなければならぬ状況ではない。

屋久島町乳児等医療費助成条例の一部改正について

Q 予算は全て県の補助金か。

A 鹿児島県は、非課税世帯のみという条件をつけている。非課税世帯は全体の10%になる。実質的には10倍ぐらいを市町村が払うことになり、大体300万円ほどの持ち出しが増えるものと想定している。

屋久島町国民健康保険条例の一部改正について

Q 新旧対照表で改正後に、インフルエンザが減っているが、新型コロナウイルスに対する支障はないか。

A 新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の中で規定しているため、この規定が改正された場合は、条例改正を行っていく。

屋久島町介護条例の一部改正について

Q 第8期になって、3年から

5年までの間は、保険料の値上げはないか。

A 今8期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定を行っている。基準額が、この計画の中で定められており、割合は何ら変わっていないが、今回8期の計画では、第5段階、一番標準的な基準額が6,300円と規定されている。

屋久島町営住宅管理条例の一部改正について

Q 安房には単身住宅がないが、改正後は、単身者が入れる戸数がどれくらい増えるか。

A 春牧に1戸、中学校の近くに1戸、この永久保団地の3戸である。

令和3年度屋久島町一般会計予算（分割）について

〈産業振興課所管〉

Q 商工使用料の特産品展示使用料の杉の茶屋は指定管理者ではないのか。

A 施設については、まだ指定管理していない、使用料を徴収するということで、現在、その申し込みがあったところと協議中であり、4月から入居予定である。

Q 農業後継者対策費、節の農業次世代人材投資資金には、900万円を計上しているが、1人に対して幾らなのか、応募人数は何人か。

A 年間1人150万円であり、継続5年間交付金を交付し、継続が5名、新規1名を見込んで900万円を計上している。

Q 貸付金の屋久杉加工組合の400万円は何社なのか、未来永劫続けるものなのか、組合との協議をし、3年後あるいは5年後に廃止する計画はないか。

A 具体的には何年先ということとは考えていない。

〈観光まちづくり課所管〉

Q 地域活性化対策費の地域おこし協力隊の件で、今回の任期満了で新規に1人採用すると説明があったが、この任期満了の方の実績報告とか活動内容等は報告されているか。

A 地域おこし協力隊は、現在屋久島に2人、口永良部島に1人となっている。そのうちの屋久島の2人のうち、1人は7月に任期満了となり、その補填を1人、さら

にもう1人を採用予定で、口永良部島も1名採用予定となっており、新規で3人である。事業実績報告については、四半期ごとに関係課の職員と副町長に対し報告会を実施して、作業のアドバイスをを行っている。

Q 山岳部トイレ清掃業務委託で196万9,000円のバイオトイレ維持管理委託の内容は。

A バイオトイレは万代杉手前にある旧小杉谷小屋跡地に設置されているもので、もと

もと観光協会が阪急公社から寄贈を受けたものが、町の管理になっているものが2基、小林製薬に町が寄贈されたものが1基で、全部で3基ある。比較的、においも出ないこともあり、維持管理が容易であり、バイオトイレと大株トイレの清潔保持をするための清掃業務である。

〈福祉支援課所管〉
Q 児童デイサービス事業運営補助金530万円の対象者は何名か。

A 原にある児童デイサービス（縄文）の施設の運営に関する補助金である。対象者は今現在15名であり、15名の方々の障害の程度により、施設の中で様々な教育、保育も含めて行っている。

Q 口永良部島の船便欠航助成の11万6,000円について、島民からの要請だったのか、町が自主的に組んだ助成金なのか。私たちが鹿児島に行つたときに船便が欠航した場合も、宿泊代を出していただきたい。フェリー太陽の場合で、欠航したり、出向いたりして

ますということと一緒であるか。

め説明。

A 過去の歴史的なきさつについては、詳しく存じ上げていません。ただ、額については11万5,000円を見積もり、11万6,000円を計上した。フェリー太陽については、欠航がある場合に、口永良部島民に対してのみ補助をしてきたという実情であり、屋久島、口永良部島だけが対象である。

（委員より、やっぱり私はおかしいと思う。我々が鹿児島に行つて嵐に遭つても、交通機関は嵐とか自然災害の場合は責任を負わない。町はお金がいっぱいあるから、やるんだつたらやればいいとの意見。）

〈健康長寿課所管〉

Q 感染症対象費は、コロナとは関係のない対策費であるが、コロナ対策費については、国の補助になつているが、令和3年度の予算に入ってくるか。

A この感染症対策費には、コロナの予算は入っていない。

〈生活環境課所管〉
Q 火葬場の修繕の詳しい内容は。



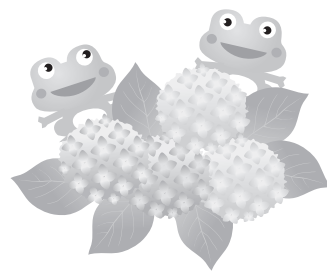
A 火葬炉の台車の耐火物、炉内のセラミックの張替えを共用開始から10年たつて初めて行うもので、耐火物については4年に1度程度の頻度でこのセラミックの張替えを行い300万円を計上、あとは発電機の点検整備や突発的な修繕を考慮し、450万円程度を計上した。

〈建設課所管〉

Q 社会資本整備総合交付金
この中の長寿命化計画策定と公営住宅長寿命化測定は。

A 町道の主な道路の舗装を補修、全て改良するための長寿命化の計画を立てるものであり、この計画がなければ、補助事業で舗装のやり替えができないものである。この公営住宅長寿命化や橋梁の長寿命化も、5年ごとに計画を練り直していく策定業務である。

反対討論があったため採決は起立により行い、本案を賛成することに賛成の起立多数により、令和3年度屋久島町一般会計予算分割については、原案のとおり可決すべきもの。



令和3年度屋久島町上水道事業特別会計予算について

Q 補助事業で長峰浄水場の緊急改善事業の7,100万円は、老朽化で全てを取り替えるのか。

A 一昨年の豪雨で水源地区は被災し断水をした。がけが崩れた部分があり、長峰地区には役場もでき、大きなストアーもでき、緊急性で入れた部分である。補助事業を令和2年度に申請したが、取水口のダムが補助不採択で導水管の改修のみ補助が認められ、令和3年度は導水管をやり替え、令和3年度中に厚労省と

交渉し、ミニダムを補助事業にのせ、水源地の改修を検討したい。

令和3年度屋久島町介護保険事業特別会計予算について

Q 認定審査会の報酬は何人体制か。

A 認定審査会の委員の報酬は13名体制である。

令和3年度屋久島町診療所事業特別会計予算について

Q 永田診療所の医師の日本医師会等の負担金は、医師の個人負担か永田診療所の負担か。

A 永田診療所の医師については、県の職員であり、県、国の医師会も加盟している。負担金については、町が負担し、着任した医師の名前をその都度報告しなければならぬ。

令和3年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算について

Q 事業は収支のバランスが非常に悪い、これは総事業費の支払いが終わるまで続くのか。

A 管理費が当然発生し、その部分は収入のほうで賄っていかれると思う。施設を整備したときの元利償還もあり、そ

れが続く限りこの状態が続く、その部分を一般会計から繰り入れ、交付税措置も含め、なるべく費用がかからないようにしたいが、しばらくこの状態が続く。

令和3年度屋久島町電気事業特別会計予算について

Q 屋久島電工からの購入金額は、どれぐらいの余裕を見て購入しているか。

A 2%から3%ぐらいの余裕を見ている。

陳情第5号 グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情について

委員会の議論の中で、最終的には委員会の全会一致で、各集落の使用の実態と意見を聞く必要がある。委員会の趣旨としては区長連絡協議会に一任した。結果、陳情は不採択としての要望が各地区の意見を集約して結果が出されているので、それを尊重していくべきとの意見があった。

①全国的にはこの除草剤を禁止という法令も出ていない。

②なるべく公共的な近辺では使わないこと。

③全面禁止ではなく使ってはしめないという。全面禁止は不可能であるとの意見があった。

本陳情の採択に賛成の起立少数により、令和2年、陳情第5号、グリホサートの公共エリアへの散布の禁止をする条例の制定を求める陳情は不採択とすべきものと決定。

(附帯意見として、グリホサートの公共エリアでの使用については、使用上のマニュアルに従い、近隣に配慮し、天候を見極め、必要最小限の使用にとどめていただきたい。)



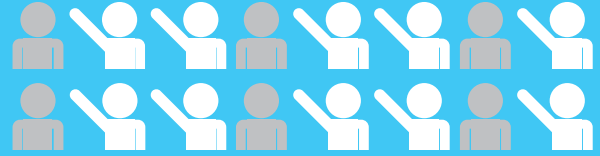
ここが聞きたい！

一般質問

一般質問とは？

一般質問は、町の行政全般に関し、執行者所見や疑義について質問できるものである。質問する議員も受ける執行機関も十分な時間が必要なことから、事前に質問内容を通告することとしている。この内容は、議会会議録をもとに質問者の責任において質問及び回答を要約したものです。

3月定例会では16名中10名が登壇しました。



職員の人材育成について

町長／現状把握と課題を捉え取り組んでいく

問 人材育成の課題は。

答 一つ目に「総合的取り組みの推進」職員自身の主体的な取り組みと、任命権者・管理監督者による多様な学習機会の提供等の支援による環境整備を図る。

二つ目に「職員研修の充実」職員自身が自発的に取り組む自己啓発、上司や先輩等が仕事を通じて行う職場研修、日常の職場を離れたところで実施する職場外研修、それぞれの特性を踏まえて研修内容の充実を図り、積極的に職員を参加させることが必要。

三つ目に「人材育成推進体制の充実」職場環境、人事管理等の改善や研修の充実を図る



緒方 健太 議員

とともに、職員一人一人が意欲を持って自己啓発に取り組むことが重要と考えている。

問 女性管理職比率についての考えは。

答 現時点における女性管理職の比率は12%である。女性の管理職比率15%以上という数値目標を達成していないので、今後においても、女性職員の活躍を推進する為、取り組んでいく。

問 町の人材育成方針を示すべきでは。

答 平成24年に策定していたが、これまで、ホームページ等による公表がされていないため、早急に対応したいと考えているが、策定から長期間が経過している為、現状に即した改正、具体的に見直し公表したい。

観光政策について

町長／屋久島は、持続可能な自然を守っていくということが基本である

問 GOTOトラベルで得た、今後の屋久島観光の課題とは何か。

答 本町への旅行費用には割高感があり、本町への旅行のちゅうちょ、あるいは断念につながる要因であることが明らかになったと捉えている。首都圏からの誘客を図ることを重点化し、今後の観光施策に反映させる。

意 屋久島の魅力ある自然を壊すことなく、未来永劫残していくことが私たちの使命である。

問 屋久島空港ジェット化の進捗状況は。

答 県は令和3年度、滑走路の延伸の事業化に向けた環境



石田尾茂樹 議員

影響評価の手続きや基本設計等の予算として1億3000万円計上されている。県から国の新規事業採択に必要な条件として、事業完成後の就航する航空会社の確保及び旅客数確保の取組計画の提示を求められている。

問 島外資本のホテル等の参入に対する町の基本的な考え方は。

答 町としては、土地利用等を含めた関係する法令等の説明を行い、法令に沿った手続きが行われれば、参入を拒むことができないものと考えている。

問 オーバーユースになるのではないのか、しっかりと、景観条例も含めルールづくりをするのが、町に課せられた課題ではないか。

答 この30年間、色々なルールをつくるのが遅かったり、

つくらなかったという大きな反省がある。大変な作業になるが、屋久島の今後、30年、50年、100年先を、屋久島が屋久島であり続けるためには、今、ルールづくりをやるべきである。

停電対策について

町長／安定供給への対策の重要性を再認識している

問 大型店舗等の新規参入や屋久島空港ジェット化にとも

ない、電気需要が増大している長峰地区の災害発生時の停電対策は。

答 大型店舗等は、自らが非常用発電設備を設置をして、停電に対応している。町としては、災害による停電に対しては、発電者である屋久島電工並びに保守業務委託業者と連携し、早急な復旧作業を実施することで、停電時間の短縮に努めたい。複線化できるところは複線化したり、支障木を切ったりと管理について電気課に指示している。



山岳部施設管理の維持計画について

問 し尿処理の計画について。

答 将来的に山岳トイレは携帯トイレへの一本化ができるかどうか、第2次振興計画期間中にまずは検討することを掲げている。

問 登山者への負担軽減や、エコツーリズム先進地を目指す屋久島としては大量のビニール袋ごみになる携帯トイレというものに対して、もう少し見直すべきではないか。

答 ビニールを燃やすことが屋久島の、自然環境において決しているものではないというふうには認識をしている。ただ現状は携帯トイレに全て移行するというのではなく、併用しながら、し尿搬出の負担を減らすため、携帯ト



中馬慎一郎 議員

イレ推進の課題対応を含め、現在のトイレ環境の改善に向けて実効性のある法則を検討し、その方針を決定することが重要。

この30年間の中で踏み込んだ対策を出来なかった課題でもあり、これからの山岳部、特に奥山の部分に関しては、より議論を深めていかなければならないと感じる。

問 トロッコ軌道（安房森林軌道）の今後の維持管理について。

答 安房森林軌道は多数の登山者が歩道として利用をしている。軌道敷としては大株歩道入り口トイレの汚泥抜き取りを含む維持管理が主で、その他は、屋久島電工がダム取水口管理に、森林管理署が森林管理のために利用をしている。

軌道敷の維持管理は、補修

部品の調達が難しくなりつつあること、トロッコ本体の更新、橋梁の延命化も伴うことから、継続すればするほど莫大な費用がかさむことが予想をされ、町だけで維持管理出来るものではなく、関係者との連携については、軌道及びトロッコの延命化のためにトロッコ利用の頻度を下げる必要があり、大株歩道入り口トイレの処理方法の変更を前提にする必要がある、トイレの存続にまで議論が影響をしている。

し尿搬出のために続ける事は困難で、登山道等に関する意見交換でも課題の整理と解決に向けた方針の検討を行っている。

問 し尿処理以外にも救急活動や林業遺産として様々な活用、魅力あるトロッコ軌道は山岳部の自然保護、安全管理として重要なものである、何とか残せる方向はないか。

答 救急活動の利用についても、今後の方針に沿って検討していく。

山岳部の施設維持管理については環境文化村構想が提唱

されてから30年を迎えようとしている今、その意義の再定義、再検証を行う過程において、山岳部の活用を含めて、自然と人との共生をどう実践していくか、十分な議論が必要。



大角 利成 議員

旧尾之間支所庁舎の今後は

町長／令和四年度末までに解体予定

問 新年度予算に解体設計費が計上されているが、いつ頃解体の方針決定をしたのか。

答 耐震診断結果を踏まえ、昨年十一月に内部関係者で協議して、総合的に判断した。

問 尾之間区及び南部区長等、広く町民の意思を確認する必要があるのでは。

答 現在、そのような話をしているところで、気配りが足りなかったと思うている。今後の跡地利活用については充分協議したい。

問 町民からの陳情もあり、今議会に旧支所周辺にぎわい創出事業基金条例が提案されているが、積立の時期及び目標額は。

答 財政状況も見極めながら、スピード感をもって、なるべく早い時期に積み立てたい。

問 解体時期及び跡地利用計画は。

答 合併推進債適用の関連等から、令和三年度に解体設計、令和四年度末までには解体工事を完了したい。

問 周辺を一体化して整備すべきと思うが、中央公民館に対する今後の考え方は。

答 中央公民館も含めて再整備すべきとなれば、取り壊しも必要と考えるが、現段階では当分の間は公民館としての活用を考えている。

問 教育委員会としての考えは。

答 当分の間、公民館として活用するという町長の方針が示されたので、二階の空調施設及びトイレ等の改修が必要

と考える。

問 合併推進債を活用して早急に改修する考えはないか。

答 内部で勉強させて下さい。

長峰地区方面への電気送電施設について

町長／現況では施設整備の必要はないと思っている

問 空港の整備計画等からし

て、新規企業の進出も想定されるが、幹線の複線化等、将来を見極めた計画的施設整備が必要では。

答 現況においては現施設で支障ないと考えているが、今年度送電施設に対する使用電量の再調査を予定している。結果によっては、幹線を大きくすることで対応したい。



寺田 猛 議員

J A 口永良部島事業所の閉鎖について

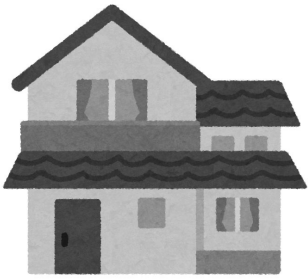
町長／集落共同店舗等の運営に支援策を講じる

問 種子屋久農協の口永良部事業所の閉鎖が決定し、金融

関連や食料品・日用品の調達等で地域住民の生活環境の利便性の著しい低下が懸念される。町として様々な支援策を講じるべきと考えるが、現状と今後の展望についての見解

は。

答 種子屋久農協口永良部事業所は令和4年3月末をもって閉鎖するとの報告を受けている。JAからは、口永良部島の住民・集落等で店舗運営を行なうなら建物、設備等は無償で提供するとの提案を受けた。集落としては今後これらの提案を受け、どのような対応が可能か検討し、7月までに回答し、JAは9月までに方針を決定する予定であ



る。町としては、集落の意向を確認し、どのような支援が可能か検討する。

問 集落や一般社団法人・NPOが主体となつての店舗維持に町の財政的支援は可能か。

答 J Aに財政的支援をしたように町の財政的な支援は継続的に行つていきたい。

口永良部島の慢性的な住宅不足解消策について

町長／プレハブ住宅や避難住宅の再利用等も検討し対処する

問 当地区においては、町関連の職員や教職員、家族留学

世帯、また移住・定住促進の為の住宅が慢性的不足しており、具体的に解消策を講じるべきだと思うが、現状と今後の展望についての見解は。

答 移住・定住の促進、家族留学及び教職員の増、また医師の常駐が叶えば確実に住宅不足が懸念される。今後新船の就航を契機に、光回線の整備等で移住・定住の促進に繋げていきたい。住宅建設の経費や緊急性を考慮して、プレハブ住宅や災害時避難住宅の再利用等も具体的に検討し慢性的な住宅不足に対処したい。

文化財保護、案内板の有り様について

町長／町指定文化財の看板の更新事業に取り組み

問 町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の保護・保存は適切に行われているか。特に案内板等の破損や未設置等が多く見受けられるが見解を伺う。

答 台風被害等で破損した文化財の案内板が数か所ある。屋久島里めぐり推進協議会が



設置している案内板デザインの使用許可を得ているので同種の看板への更新を令和元年から年次行っている。今後は北部の木造の看板を中心に順次更新する。

問 早崎海岸鉾脈群への道順や案内板が必要では。

答 早崎海岸鉾脈群は令和2年4月に県の天然記念物に指定された。通称クリスタル岬と呼ばれる人が急増しているので、令和4年度の県の補助事業で道順を含む案内板を整備したい。

名誉町民の位置付けについて

町長／非常に重要なものと受け止めている

問 名誉町民について、旧町時代はそれぞれ表彰状の掲示や現存者に対する表敬訪問等されていたと思われるが、合併以降町民等への周知や、功績を称え顕彰している状況が見受けられないが。

答 庁舎移転等で、称号額揭示等はされてなく、先人のご功績に対し大変失礼な状況であり、深く反省している。

問 今後の、町民への周知の在り方として、フォーラム棟等への額の展示や縁故者等による講演会やトークショー等開催する考えはないか。

答 町ホームページへの掲載や、庁舎内への効率的な展示の仕方を検討したい。又、町



榎 光徳 議員

宮之浦中央公民館と岩川与助胸像の保存活用について

町長／中央公民館は解体、胸像は保存

問 旧宮之浦公民館は、地元宮之浦をはじめ旧上屋久町においては、昭和三八年建設当時からさまざまな会議、イベント等で利用され、長きにわたる町民誰もが慣れ親しみ重宝されてきた。今後の利活用は？解体なのか？

答 町長 検討委員会でも議論を重ね、旧宮之浦支所庁舎と併せて、解体の方向で結論が出ている。

覚 地元民の中には、旧庁舎は解体やむなしとして理解はするが、中央公民館は岩川与

民フェスタなど適当なイベントができないかも内部検討していきたい。

助記念館としての位置付けもあり、何らかの形で保存できないものかとの声もあった。解体後の跡地利用については、「にぎわい創出基金」を潤沢に積んで頂き、地元民の要望に応えられるような対策を講じて頂きたい。

問 岩川与助氏胸像の保存について、取り壊しとの声も聞か保存する考えはないか。

答 担当課長 宮之浦区とも協議をし、現在の場所に新しい案内板を設置するなどして、当分の間そのままの形で保存していきたい。

問 場所については、今後の整備計画の中で不具合が生じた場合は、離島開発総合センターの周辺も考えられると思う。名誉町民でもある岩川与助氏の功績は多大なものであり、偉人としての灯を消さないためにも、しっかりとした対策を講じて頂きたい。

答 担当課長 案内板の大きさや内容、写真掲載等充分検討する。設置費についても、当初予算に計上し対応する。



上村富士高 議員

新型コロナウイルス対策について

問 飲食店のダメージを多く聞くが、今後の町の対策は。

答 今後もコロナ感染拡大状況をしながら、国、県の支援策や財源を含め、どのような支援ができるか検討して参りたい。

新型コロナウイルスの接種体制について

問 新型コロナウイルス接種の受入体制は盤石か、又、副反応の対応は出来ているか。

答 医療従事者の優先接種開始することが予定されており、その後、高齢者優先接種と国の定めた優先順位に従い実施出来るよう、町内医療機関と連携を図りながら体制整備を

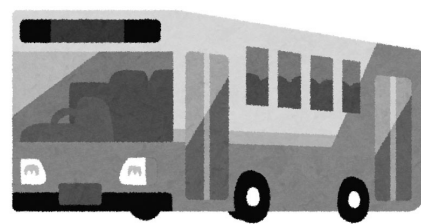
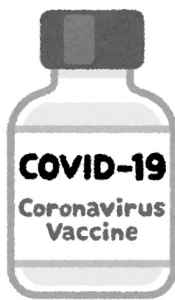
図っている。ワクチン配分が決定次第、接種が始められるよう準備している。

問 ワクチン接種に対するコールセンターは必要ないか。

答 町に5席のコールセンターを開設する予定である。

問 副反応についての対応は。

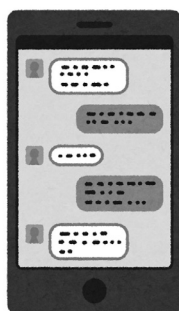
答 医療機関と情報を共有しながら、病状が起った場合には即座に対応できるように体制を取っている。



交通事故対策について

問 コミュニティバスの必要性を多く聞くが、町として取り組むべきではないか。

答 町民の交通に対する期待、要望等を把握し、地域公共交通計画の策定の検討していく中で、交通機関との連携をしながらより良い交通体制が確立できればと思っている。これは、前向きで今内部で一生懸命検討している。



行政情報サービスについて

問 より多くの人に分かりやすく情報を伝えるために、ラインによる配信をしたらどうか。

答 現在ラインを導入している自治体の状況などの情報収集を行い、本町の活用方法に合わせた公式ラインアカウントの構築に向けて検討しているところであり、今後、新たな費用が発生することも想定されますので、令和3年度の運用開始を目指している。



小脇 清保 議員

ごみ処理施設整備基本計画について

十二月議会で「通告外」という事で町長の答弁を貰えなかった業者を名誉毀損で訴えて置きながら、取り下げた理由を今回は通告したところ、議会運営委員会で「一般質問としてふさわしくない」という理由で、削除を強制された。

業者からの金銭の授受については、町長御自身が「事実無根」のことだから司法の場に委ねると発言し記者会見までしている。町民が一番の関心を持つて注目している事である。その結果を追求する事が何故駄目なのか？二元代表制の議会が町長に付度して議員の発言を禁止するという事は、あつてはならない事である。九月の議会議員の改選時にはその審判は下るものと確信している。

問 現存の炭化溶融施設の建屋を利用する選択肢はないのか？

答 地下水の流れの変化による地盤沈下が懸念される事と、施工可能な業者が限られるため競争性が働きにくい事が懸念される。

問 二月に配布した町民への資料は横型のストーカー方式であると説明しているようなものだが、縦型を導入すれば現存の建屋を利用できると思うが。

答 縦型、横型、どちらでも、適応できるということで建設予定地を設定した。縦であっても横であってもストーカー炉に変わりは無いという事で、これからの話しになる。

問 住民に認知して貰う為に横型の設計図だけでなく縦型の設計図も示すべきだったと思うが？

答 本町に適した能力のものをつくるという事であり、今後それぞれのメーカーが提案した時点で評価、検討していきたいと思っている。

覚 御存知の通り、西之表市のごみ処理施設は縦型のストーカー炉である。選定に関しては学識経験者、技術師など含め総勢十五名で総合評価委員会を開いて縦型に決定している。その評価委員の中に、町長、議員は入っていない。評価委員会を立ち上げる時には議員は入れたらいいない。民間から公平な人を選んでいただいて、一年か二年で更新する施設ではない、20年、30年使うとすればどの機種を選ぶかによって、ランニングコスト、メンテナンス費用は大きく違ってくる。委員会の議事録は開示して、公明正大な行政執行をしていただきたい。

屋久島町に埋設されているダイオキシン入り除草剤について

町長／森林管理署に適正な対応を要請する

問 林野庁使用の猛毒を含む除草剤約26トンが、15道県、42市町村の山中に埋設されたままになっている。屋久島町の埋設量は、岩手県雫石に次いで全国に2番目に多い。岩手県や福岡市などは、除草剤の流出などを懸念して、撤去を求めているが、屋久島町はいかがか。

答 町長 245T系除草剤が、いこいの森の一角に埋設をされている。埋設箇所は、ロープで囲み立入り禁止としている。

問 岩手県雫石が屋久島町より若干多い3,900キロ。屋久島町は3,825キロ。



眞邊 真紀 議員

この雫石と福岡市は、除草剤の撤去を求めるように林野庁に申し入れをしている。屋久島町もこれに並んで撤去の要請をするべきだと思う。1998年の新聞記事から知ったことだが、この3,800キロを埋めるときに、いこいの森公園に13か所の穴を開けて埋設した。その3,800キロがほとんど同じ箇所に埋設したのと同等であると、埋めた方が言っている。1か所に埋めてよい量が300キロ。10倍近くの量がある敷地に埋められている。驚愕なのが、埋められているところじゃないところに立て看板があるのはなぜなのかと、埋めた方が言っているという記載がある。看板があるところが本当に埋設地なのかどうかという調査はされたことあるか。

一般質問

答 生活環境課長 13か所に確実に埋められているということ、確認している。

問 13か所は13か所だが、埋設した方が、違うところに立て看板が立っていると1998年に証言している。この方は残念ながら亡くなられているようだが、御家族の方に証言を取るつもりはないか。

答 生活環境課長 その情報については、私も持ってない。それを行うのは、森林管理署ではないかと思う。

問 全国でも町や市が持っている場所に埋設されている例は非常に少ない。証言をもとに、林野庁に埋設箇所の調査を依頼するべき。早急に林野庁に埋めてある場所が正確なのかどうか調査をするように要請していただけるか。

答 町長 証言者のこと等を含めて、再度要請をしたい。

問 撤去の要請が当然必要だが、どう思うか。

答 町長 今新たに再度、現場を見て、あれでは子供が知らずに入る、そういうこともあり得るかもしれないので、本当にあの場所なのか、その

場所であれば、そういう立入りができないような柵等も含めてやってもらうように森林管理署と話をしたい。

他 旅費精算不正の調査について、馬毛島へのアメリカ軍の訓練移転について質問



水道料金の徴収等でクレームはないか 町長／丁寧な対応を心掛け、徹底する

問 水道料金の請求が数ヶ月の間同額であったり、急に水道料金が上がったなどの相談が多数来ている。原因は？

答 毎日の生活自体が変わらないのであれば、水道料金の請求額が同じになるのはあり得る。水道料金が十立方メートル刻みである為、そんなに差が出てこないのが一つの原因。

問 一週間留守電にしていた住民の水道料金がいつもより高くなり、検針日の翌日には更にメーターが、一日六トンも回っていたとの事。一人暮らしで一日に六トンものメーターが回る事があり得るのか。
答 一日六トンは、考えられ



渡邊 千護 議員

ない。ご本人の過失がない時は、漏水の認定をする規定があるので、両方で納得できる話し合い、協議をする。

問 二階建て住宅の、一階と二階の水道料金の請求が、八か月に渡り違う世帯に請求している事が判明し、町に報告している。後日、担当者が自宅に来た際には、間違えに対して謝罪もなく、いきなり訂正後の水道料金の支払い方法について説明を始めたそうだ。町長、八か月に渡り誤針の使用料を請求し続け、多大な迷惑をかけた住民に対して、まずは謝罪をするべきでは？

答 謝罪が先だと思う。

問 今回、検針の担当者が過ちを起こしたにしても、検針業務を委託しているのは町ですから、町の責任は重い。今後の対応は。

答 事実確認をし、担当課を向かせたいと思う。

問 一人暮らしの水道料金請求が、二か月連続で二十七トンの使用量で、集落排水料金を合わせると、一か月に五十四トンの請求が来ている。住民は、その一か月のうち十二日間は留守にしていた。はたして同額の請求があり得るのか。

答 そのような数字が出てくるのは事実であるので、確認させて頂く。

問 この検針記録の表を見てみると、検針記録がある月と記録がない月がある。町と検針係の連絡、報告の連携がとれていないのでは。検針記録が無いのに請求するのはどうなのか。

答 再調査をして対処したい。

問 担当職員の態度、姿勢、「とにかく怖い」との連絡がきている。早急に改善するよう早急に対応して頂きたい。

問 水道料金を納付しているのにもかかわらず、督促状が届いた為、町に説明を求めたところ、回答が曖昧で得られなかったため、自ら金融機関や町の会計課に入金の確認を取った。なぜ担当者は確認業務を怠り、住民に役場へ四度も足を運ばせたのか。町長、その職員の対応についてどう考えるか。

答 あるまじき行為だと思っている。

覺 住民は、町の請求額が当然と信じている。だからこそ住民と信頼関係を築くためには、町の管理体制の強化、指導を徹底して頂きたい。さらに職員のサービス向上の為に教育や研修をしっかりと行っていきたい。

最後に、「国家公務員倫理法」を「地方公務員倫理法」に読み替えて言わせて頂く。

「第一条 地方公務員が町民全体の奉仕者であつて、その職務は町民から負託された公務であることに鑑み、地方公務員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置を講ずることにより、職務の執

行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もつて公務に対する町民の信頼を確保することを目的とする。」この倫理に基づいて、公務に努めて頂きたい。



令和3年 第1回臨時会

令和3年2月1日

条例案1件、補正予算案2件、その他の案件1件の計4件。

損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

屋久島山岳部保全利用協議会職員による世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金横領事件に関し、未納の協力金の回収を図るため、協議会に代位して訴え提起前の和解の申し立てをすることとし、令和2年第1回屋久島町議会定例会において議決を得たところである。その後、相手方から、和解手続には応じられない旨の申し出がなされたため、改めて訴えの提起をすることとし、令和2年第2回屋久島町議会定例会において議決を得、令和2年8月20日に提出をした。10月21日に第1回口頭弁論期日、11月25日に第2回弁論準備手続が開かれ、その後、12月11日付で、裁判所より和解勧告に向けたたたき台が示され、次回期日までの

検討依頼があった。

双方において確認、検討を行った上、文言等の一部の修正を求めるほかには異存がないものとし、12月23日の第3回弁論準備手続後、同日付をもって、鹿児島地方裁判所から、別紙のとおり和解勧告がなされたところである。

本件は和解的解決が最良の解決方法と考えられるとともに、勧告の内容においても、原告である町の請求内容が満額認められるなど、町として異存がないと考えることから、本和解勧告を受諾し、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決を求めるものである。議決後、2月25日の和解期日より、正式に和解成立となる。

質疑

眞邊眞紀 和解をされるようだが、この弁済金の毎月10万円少しですね、町のほうに振り込まれてくるけれども、これ会計上、どういうふうに処理されるのか。

総務課長 随時、賠償金として雑入で算入することにして

いる。

石田尾茂樹 当初、和解を議決して、それから、数日後に受け入れられない。今回、また和解をといたことだが、最初の議決をした内容と今回の内容と違いは。

総務課長 昨年の6月議会では1,553万円程度というところで議決をした。今回、1,580万円程度裁判所が認めたことで、その額で和解をすると。ほかについては、利子についても、前回同様、今回も利子は多めにするという形で和解をすることにした。

屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について

公園の効率的な運営及び維持管理を目的とした指定管理者の導入を行うため、所要の改正。

令和2年度屋久島町一般会計補正予算(第13号)について

歳出予算の主なもの、総務費、振興計画審議会に係る経費の減額など、衛生費、新型コロナウイルス感染症防護対策に関する経費の減額、新型コロナウイルス

臨時会・名誉町民紹介



ワクチン接種体制確保事業に係る経費など、農林水産業費、小島加藤次地区用排水路整備に係る経費、商工費、エコタウン第1駐車場浄化槽修繕に係る経費、土木費、小瀬田団地外壁改修に係る経費、災害復旧費、湯泊港災害復旧に係る経費を計上。財源としては、国庫支出金、繰入金、町債で調整、歳入歳出それぞれ2億4,893万円を追加、予算総額149億6,068万9,000円。

令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について

口永良部島水道管理移設に係る経費の増額を布設替え補償金で調整、予算総額2億6,776万3,000円。

○：賛成 ×：反対 欠：欠席

審議した議案とその結果

議 案 名	議 員 名																議決結果
	中馬慎一郎	眞邊 眞紀	相良健一郎	岩山 鶴美	上村富士高	渡邊 千護	石田尾茂樹	榎 光徳	緒方 健太	小脇 清保	日高 好作	下野 次雄	岩川 俊広	寺田 猛	大角 利成	高橋 義友	
(令和3年 第1回 臨時会)																	
議案第1号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第2号 屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第3号 令和2年度屋久島町一般会計補正予算(第13号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第4号 令和2年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

(-)議長は、議事進行を行うため賛否表明はしません。

屋久島町名誉町民
第1号
平成24年11月25日
徳田虎雄氏

第7号
平成13年9月28日
岩崎氏

第6号
平成11年3月29日
川東氏

第5号
平成11年3月29日
市橋氏

第4号
平成6年3月25日
黒葛原氏

第3号
平成6年3月25日
岩川氏

第2号
昭和49年10月9日
佐々木氏

第1号
昭和49年10月9日
日高純夫氏

上屋久町名誉町民
第1号
昭和39年4月1日
岩川与助氏

第2号
昭和39年3月1日
安藤豊祿氏

第3号
昭和46年3月20日
柴口昌範氏

第4号
平成10年10月24日
山崎一彦氏

第5号
平成10年10月24日
馬場好作氏

第6号
平成13年10月31日
岩崎与八郎氏

名誉町民をご存知ですか？

郷土のために
力を尽くした
名誉町民の方々です。



編集後記

今年は、平年より早く梅雨入りしました。ある議員さんが梅酒を作ったみたいなのは是非味見をしてみたいものです。

コロナ禍の中 皆さんの生活環境も大きくかわりました。「マスク」「手洗い」「うがい」が当たり前のようになりました。本町でもワクチン接種が始まり、どこかで気の緩みが出ると思いますが、一人一人気を引き締めて乗り切っていきましょう！

苦しいときは、笑顔を絶やさずに過ごすことだと言われます。マスク越しでも笑顔は感じとれます。「目は口ほどにものを言ふ」といわれます。笑顔で頑張りましょう！！

(相良)

発行責任者

議長 高橋 義友

編集責任者

議会広報委員会

委員長 岩山 鶴美

副委員長 相良健一郎

委員 上村富士高

石田尾茂樹

登録有形文化財とは

50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録し、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用を促しているものです。現在、全国で一万件を超える建造物が登録されています。